

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成二十年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

サルボ両備株式会社	（名 氏 名 称）	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
		福山市三之丸町六番八号	平 成 二 〇 年 四 月 三 〇 日